



男女共同参画センターの職員の体制及び給与に関する 調査結果について

令和5年3月10日
内閣府男女共同参画局

「男女共同参画センターにおける職員の体制及び給与に関する調査」

概 要

【目 的】

各地の男女共同参画センターの職員の体制や給与に関する実態を調査し、同センターの機能強化に係る検討のための基礎資料とする。

【調査時期】

令和5年2月1日（水）～令和5年2月16日（木）

【調査対象】

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査（令和4年度）」で把握した男女共同参画・女性のための総合的な施設（令和4（2022）年4月1日現在 356施設）

【回答数】

総回答数：293団体（回答率：82.3%）

有効回答数（職員数及び給与額を「0」と回答した団体を除く）

職員数：282団体
（回答率：79.2%）

直営：194団体 民営：88団体
都道府県：42団体 政令指定都市：26団体 市区町村：214団体
※職員数のみを回答した場合を含む

給与額：277団体
（回答率：77.8%）

直営：191団体 民営：86団体
都道府県：40団体 政令指定都市：26団体 市区町村：211団体

「男女共同参画センターにおける職員の体制及び給与に関する調査」

【調査項目】

(1) 職員数

令和3（2021）年度の体制にて、センターの運営者が、雇用し、給与を支払っている職員を対象。
ただし、雇用期間が1年未満の職員は本調査の対象外。

(2) 給与の実績額

所得税法第28条における「給与所得」（通勤手当（非課税部分）等の実費経費や退職手当は除かれる。）を対象として、令和3年度における給与所得税控除額を控除する前の金額を集計

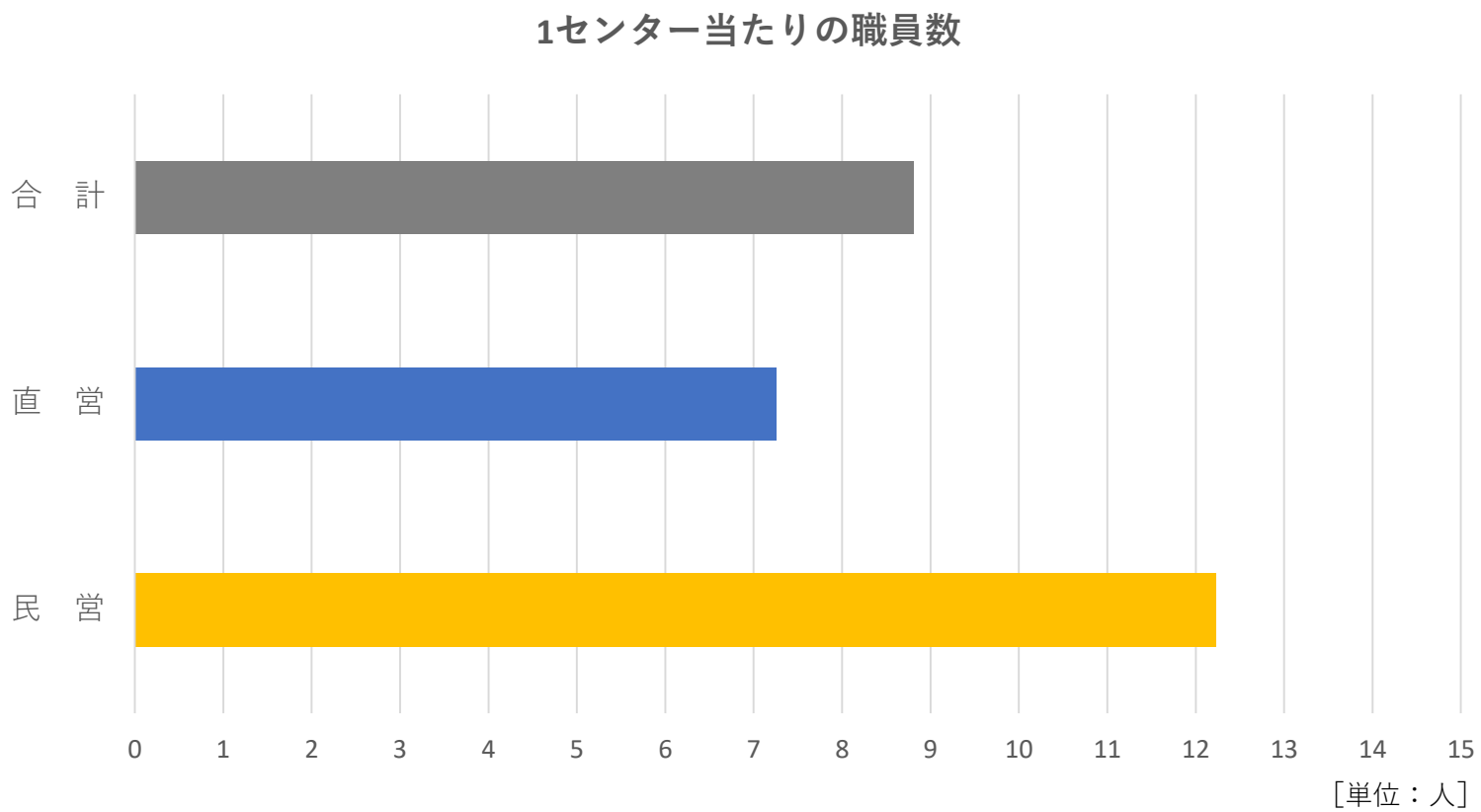
（要件）

- ・男女共同参画センター運営業務以外の業務と兼務・併任となっている職員に係る職員数及び給与額について、週〇日等、勤務日が明確に決められている場合等においては、可能な範囲で按分して算出する。
- ・事業運営と施設管理の業務を1つの指定管理事業として受託・運営している場合、そのすべての職員を対象とする。
- ・事業運営と施設管理を分けて指定管理事業としている場合、事業運営のみを対象とする。

	所定労働時間 <u>週30時間以上</u>	所定労働時間 <u>週30時間未満</u>
正規	(A) 雇用期間の定めがないかつ 所定労働時間週30時間以上の職員 A-1 センター長及び管理職 A-2 A-1以外の職員	(B) 雇用期間の定めがないかつ 所定労働時間週30時間未満の職員 B-1 センター長及び管理職 B-2 B-1以外の職員
非正規	(C) 雇用期間の定めがあるかつ 所定労働時間週30時間以上の職員 C-1 センター長及び管理職 C-2 C-1以外の職員	(D) 雇用期間の定めがあるかつ 所定労働時間週30時間未満の職員 D-1 センター長及び管理職 D-2 D-1以外の職員

男女共同参画センターにおける 1 センター当たりの職員の体制（全体）

○ 回答のあった男女共同参画センター（282団体）における 1 センター当たりの職員数は、直営が7.3人、民営が12.2人となっており、民営の方が多くなっている。



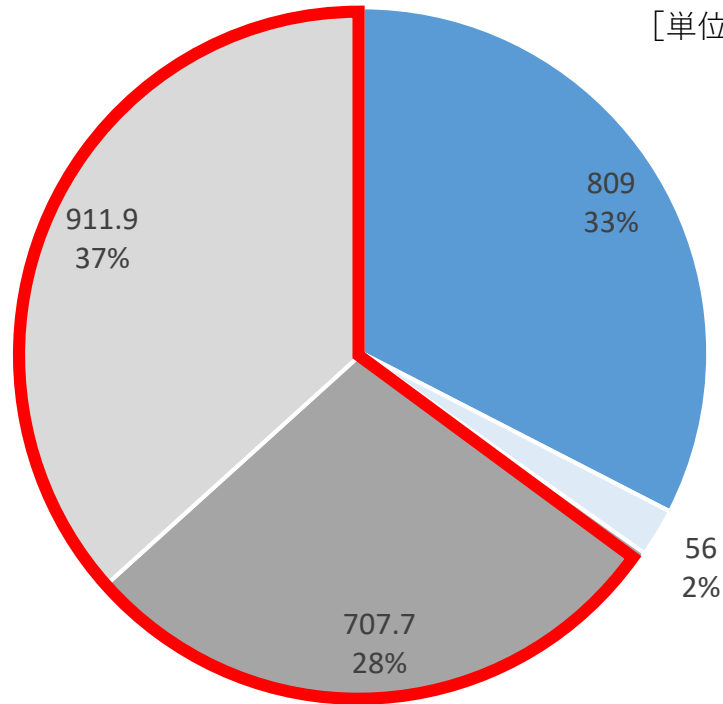
区分	総職員数	団体数	1センター当たりの職員数
直営センター	1408.1人	194	7.3人
民営センター	1076.5人	88	12.2人
合計	2484.6人	282	8.8人

男女共同参画センターにおける職員の体制（全体）

○ 男女共同参画センターの職員数（全体）では、非正規が約65%となっている。

【全体】

[単位：人]



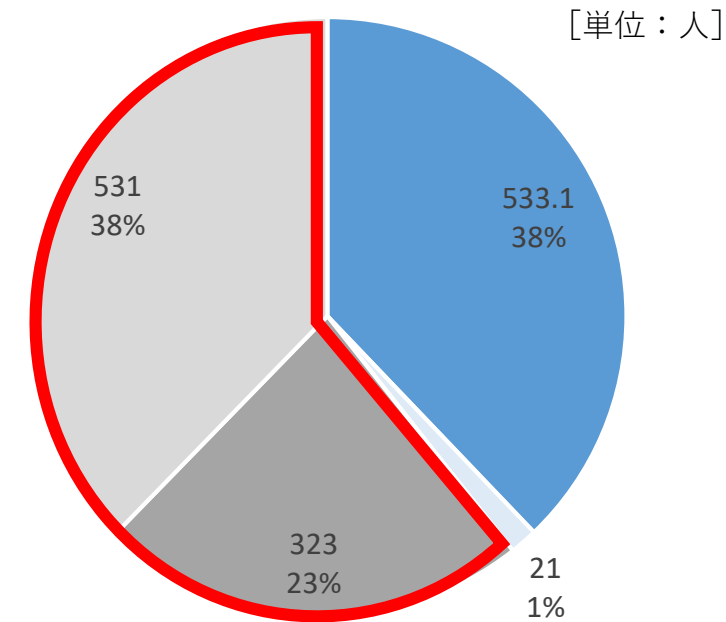
■ 正規・週30時間以上 ■ 正規・週30時間未満
■ 非正規・週30時間以上 ■ 非正規・週30時間未満

※今回、回答のあった293団体のうち、職員数について回答のあった282団体が対象。
※職員数及び給与額を0と回答した団体は除く。

直営・民営別の職員の体制

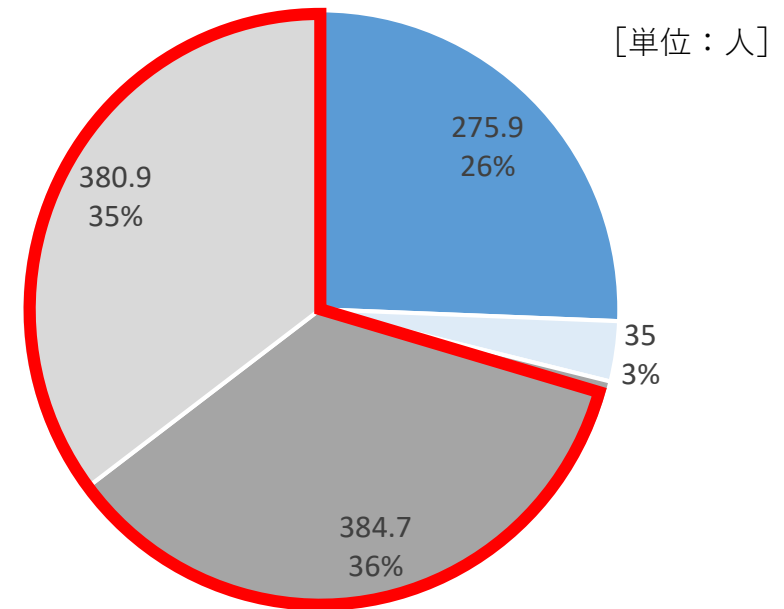
- 直営・民営いずれも非正規が半数以上となっている。
- また、直営の非正規が約61%、民営の非正規は約71%となっており、民営の方が非正規割合が高い。

【直営】



■ 正規・週30時間以上 ■ 正規・週30時間未満
■ 非正規・週30時間以上 ■ 非正規・週30時間未満

【民営】

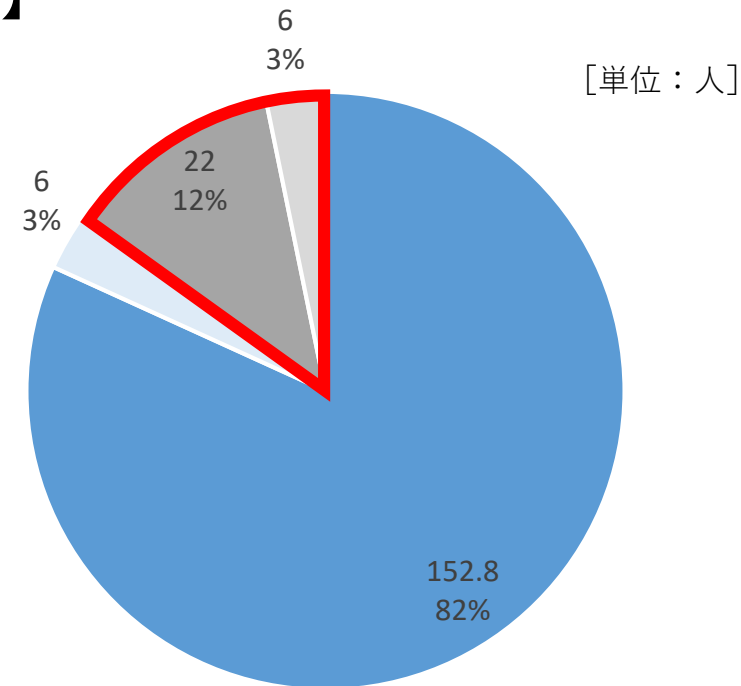


■ 正規・週30時間以上 ■ 正規・週30時間未満
■ 非正規・週30時間以上 ■ 非正規・週30時間未満

直営・民営別のセンター長・管理職の体制

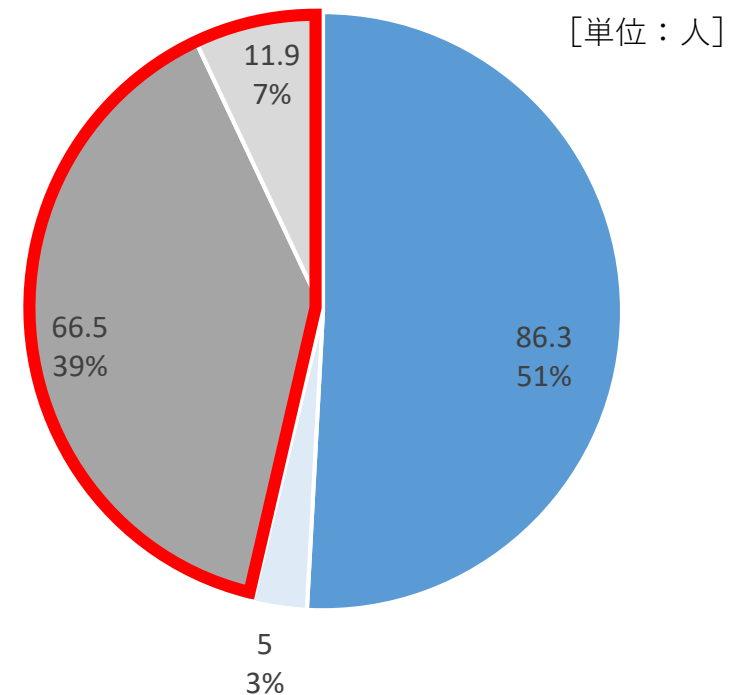
○ 直営では、非正規の割合が15%程度となっている一方で、民営では、約半数が非正規となっている。

【直営】



■ 正規・週30時間以上 ■ 正規・週30時間未満
■ 非正規・週30時間以上 ■ 非正規・週30時間未満

【民営】



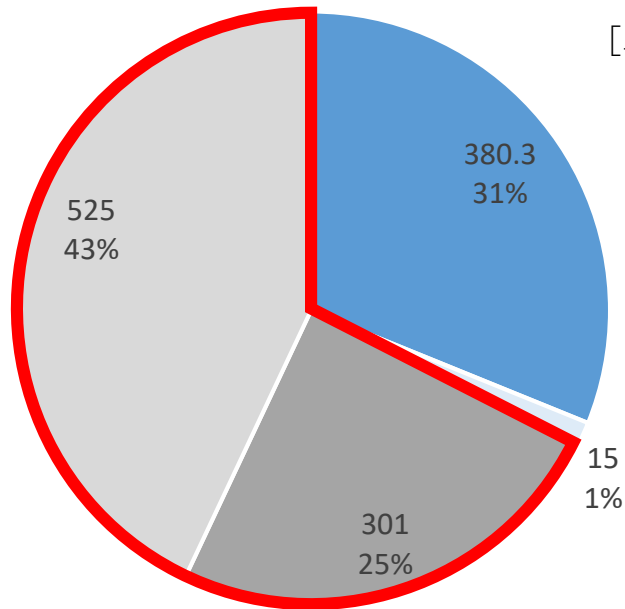
■ 正規・週30時間以上 ■ 正規・週30時間未満
■ 非正規・週30時間以上 ■ 非正規・週30時間未満

直営・民営別のセンター長・管理職以外の職員の体制

○ 非正規については、直営が約7割、民営が約8割となっており、センター長・管理職と比較して非正規の割合が高い。

【直営】

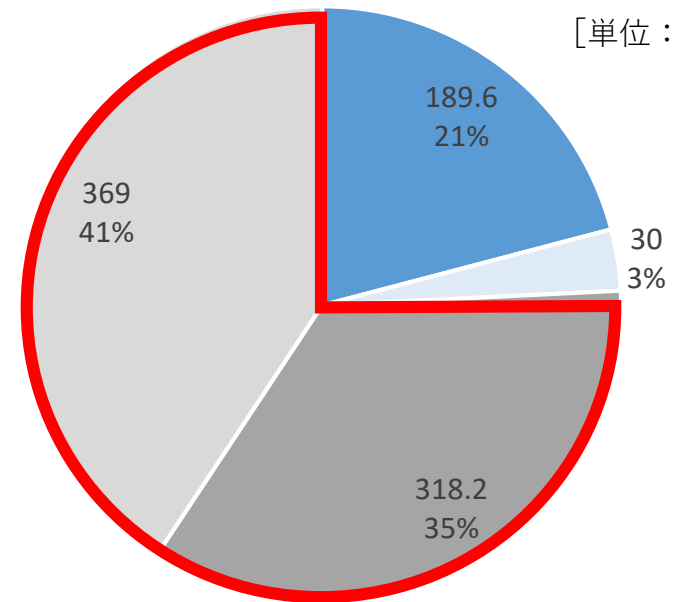
[単位：人]



■ 正規・週30時間以上 ■ 正規・週30時間未満
■ 非正規・週30時間以上 ■ 非正規・週30時間未満

【民営】

[単位：人]

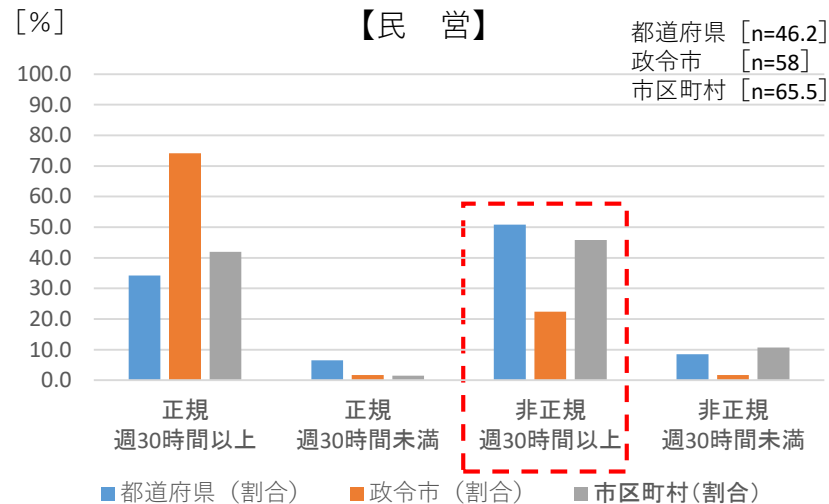
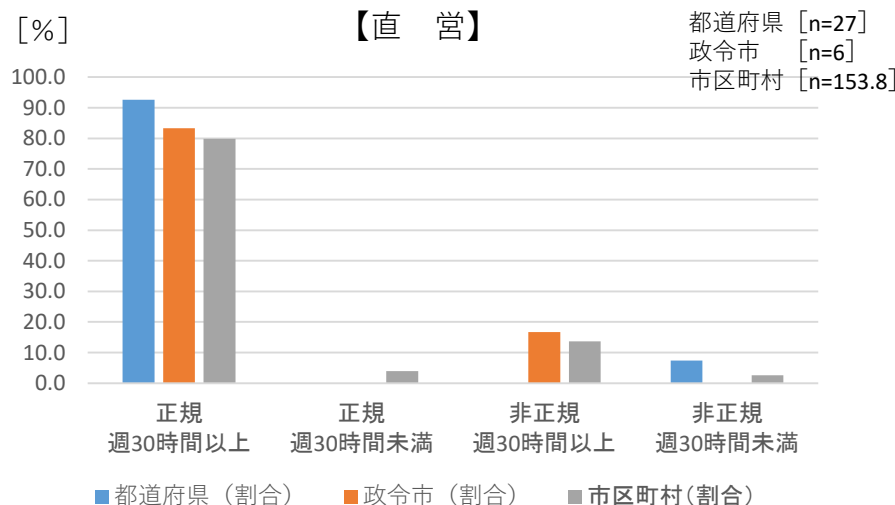


■ 正規・週30時間以上 ■ 正規・週30時間未満
■ 非正規・週30時間以上 ■ 非正規・週30時間未満

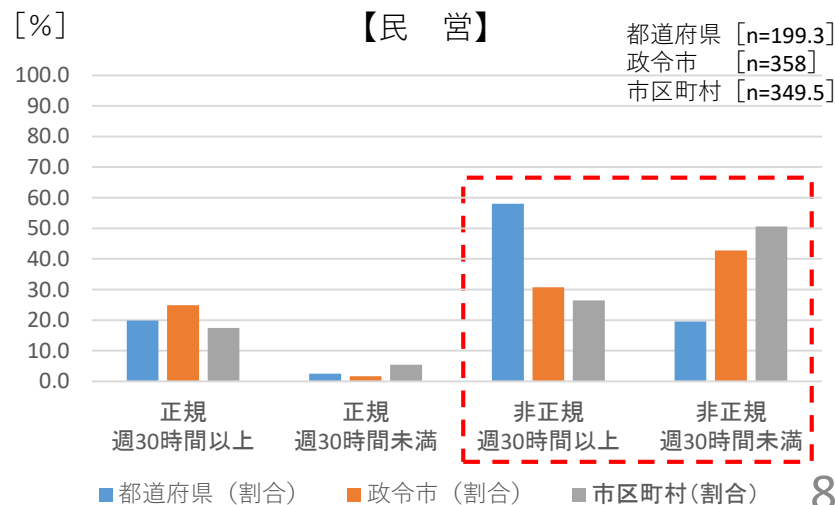
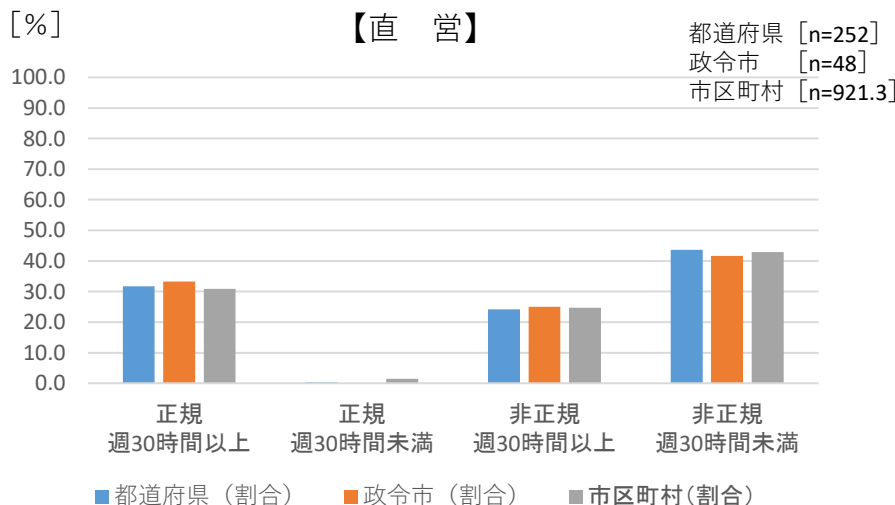
都道府県・政令指定都市・市区町村別の職員の体制

- センター長・管理職について、直営では、いずれも正規・週30時間以上の割合が8割を超えている一方、民営では、都道府県と市区町村において非正規・週30時間以上の方が高くなっている。
- センター長・管理職以外について、直営では、都道府県・政令市・市区町村の傾向が同じであるが、民営では、いずれも非正規の割合が7割を超えている。

【センター長・管理職】



【センター長・管理職以外】

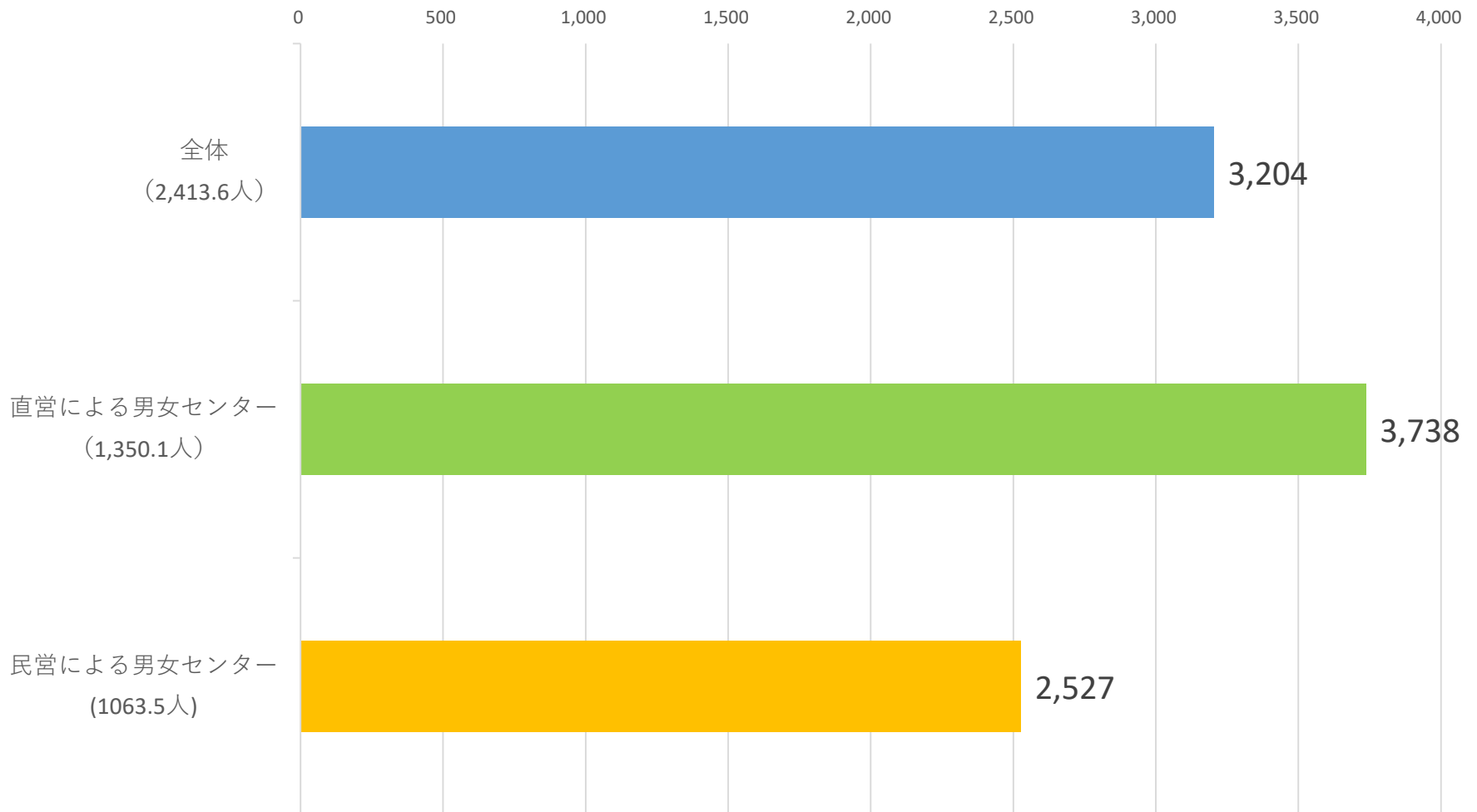


直営民営別の職員給与額の状況（全体）

○ センターの職員 1 人当たりの年間給与額について、全体の平均は3,204千円となっており、直営と民営を比較すると、民営の方が1,211千円低い状況となっている。

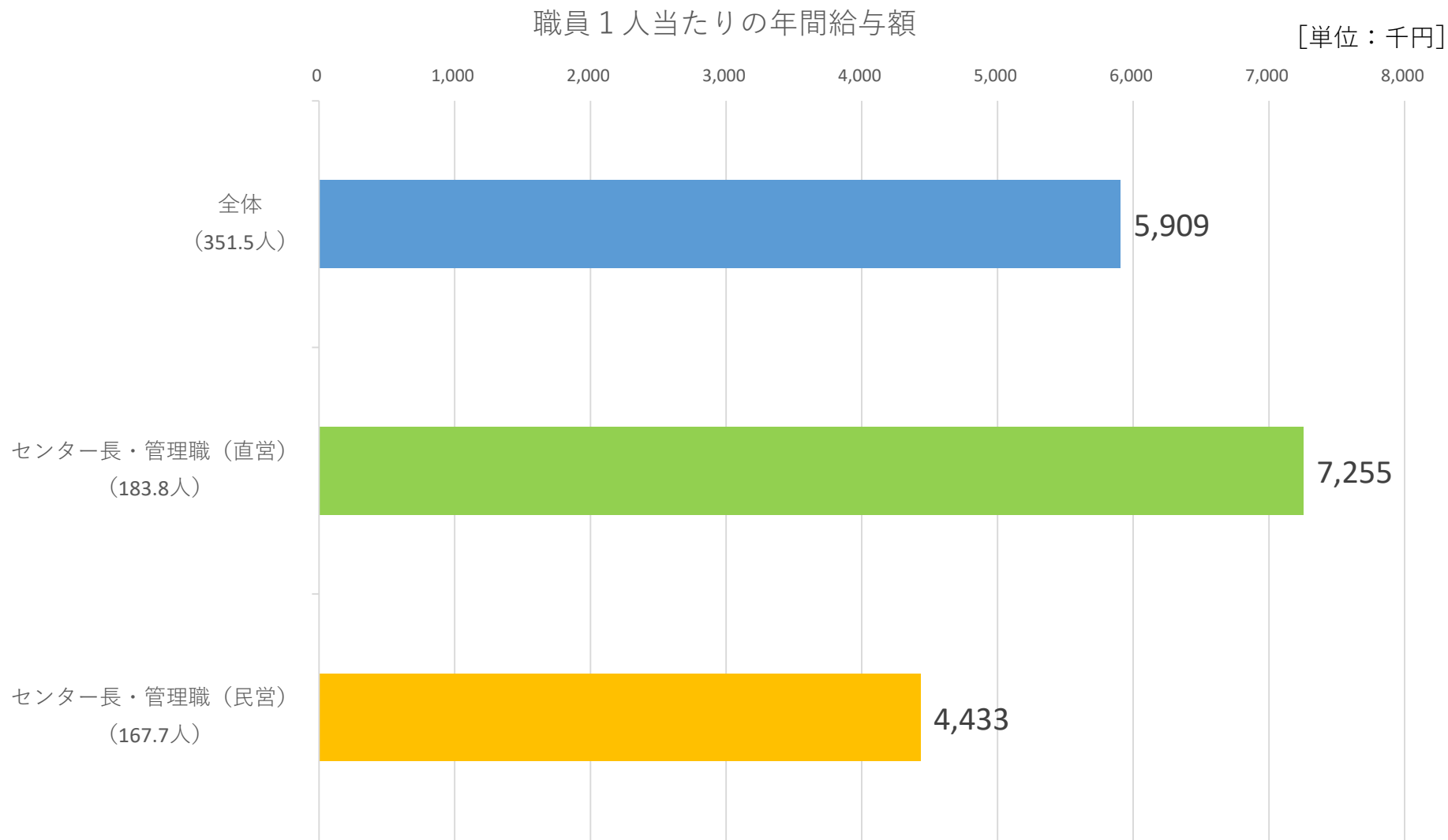
職員 1 人当たりの年間給与額

[単位：千円]



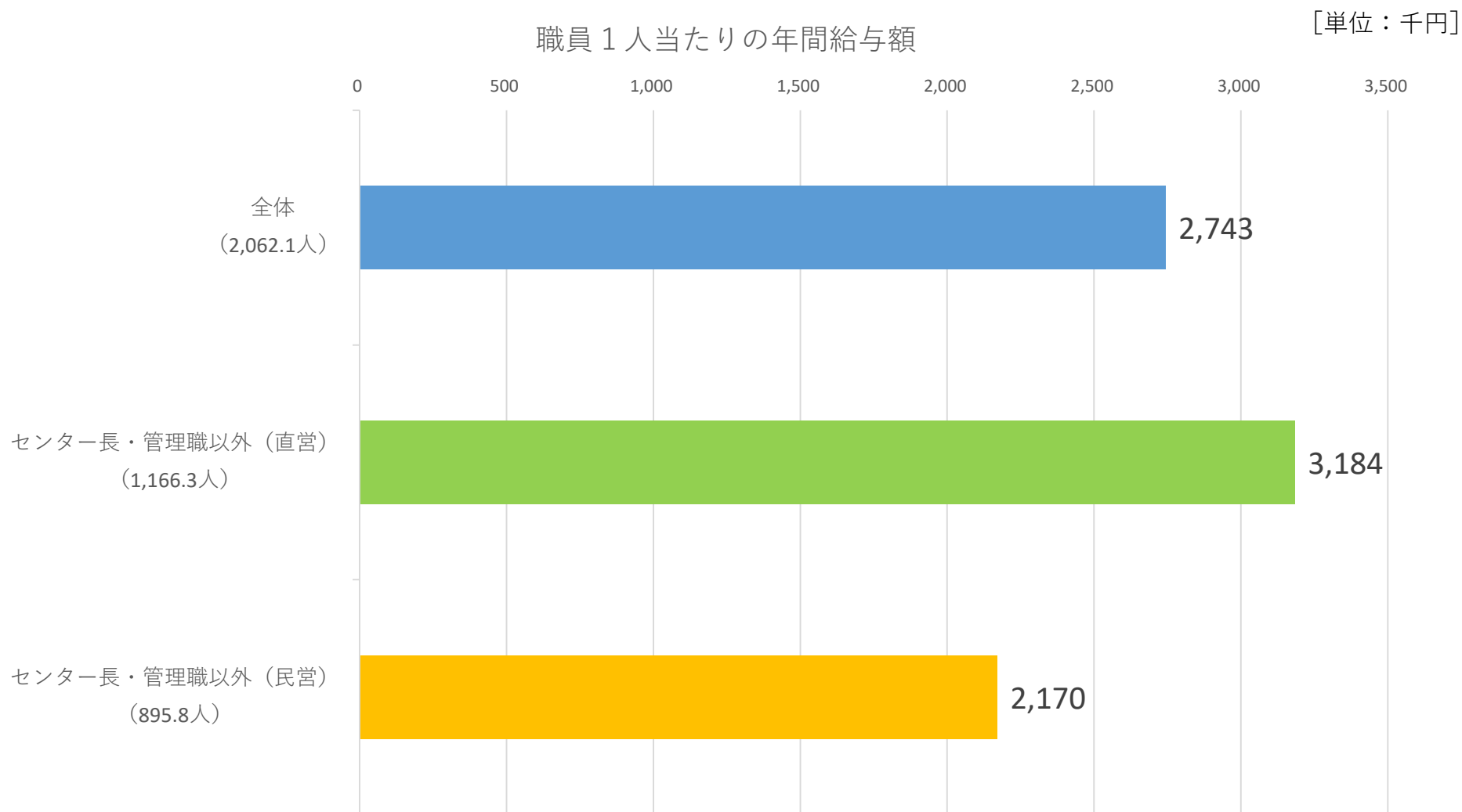
直営・民営別のセンター長・管理職の給与額の状況

○ センター長・管理職における 1 人当たりの年間給与額について、全体の平均は5,909千円となっており、直営と民営を比較すると、民営の方が2,822千円低い状況となっている。



直営・民営別のセンター長・管理職以外の職員の給与額の状況

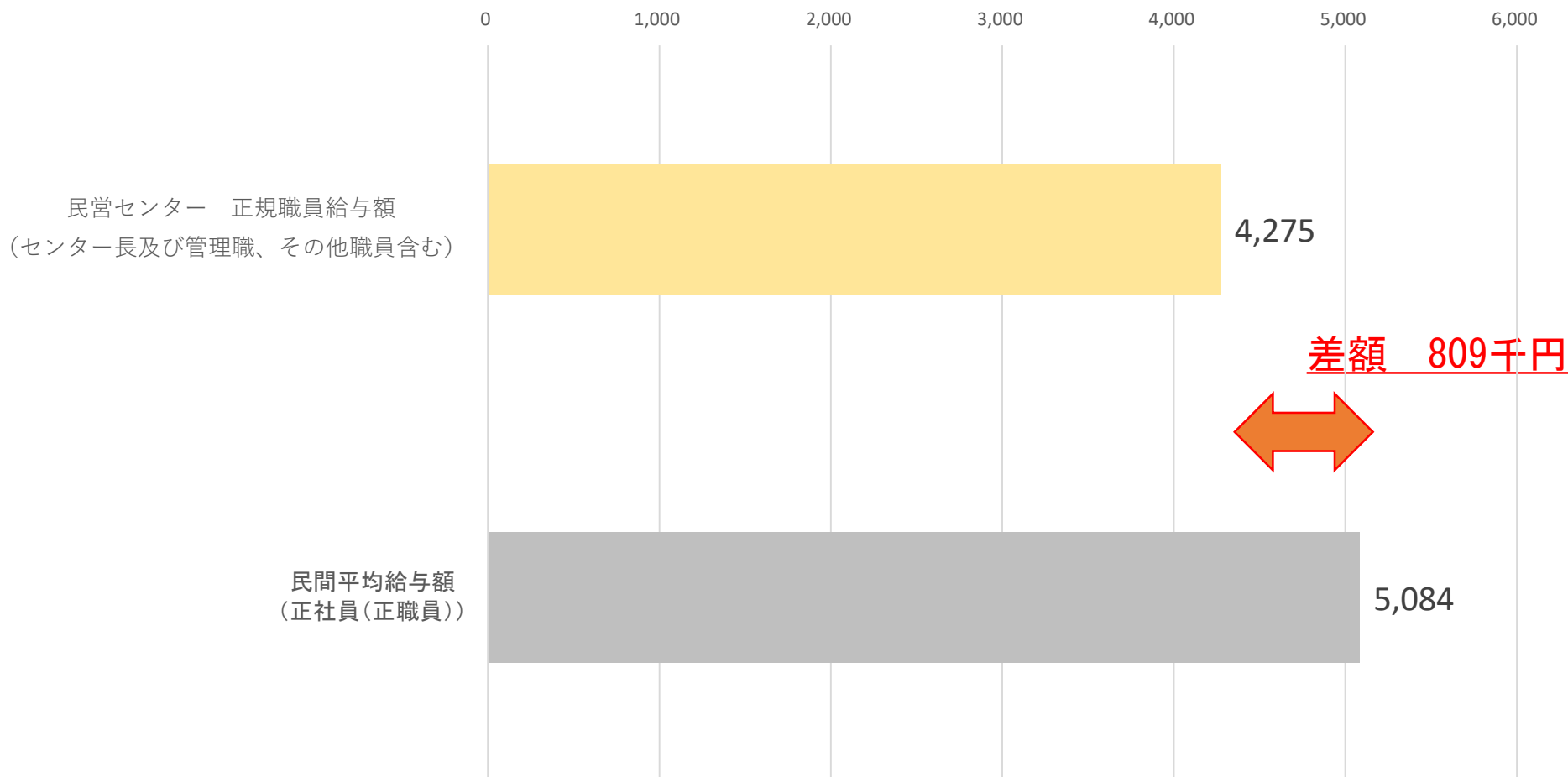
○ センター長・管理職以外の職員における 1 人当たりの年間給与額について、全体では2,743千円となっており、直営と民営を比較すると、民営の方が1,014千円低い状況となっている。



男女共同参画センターの一人当たり給与額（正規相当職員）

- 民営の正規相当職員の給与額と民間企業における平均給与額を比較すると、民営の方が809千円低い状況となっている。

[単位：千円]



(備考) 民間平均給与額については、国税庁「令和3年民間給与実態調査」より引用。

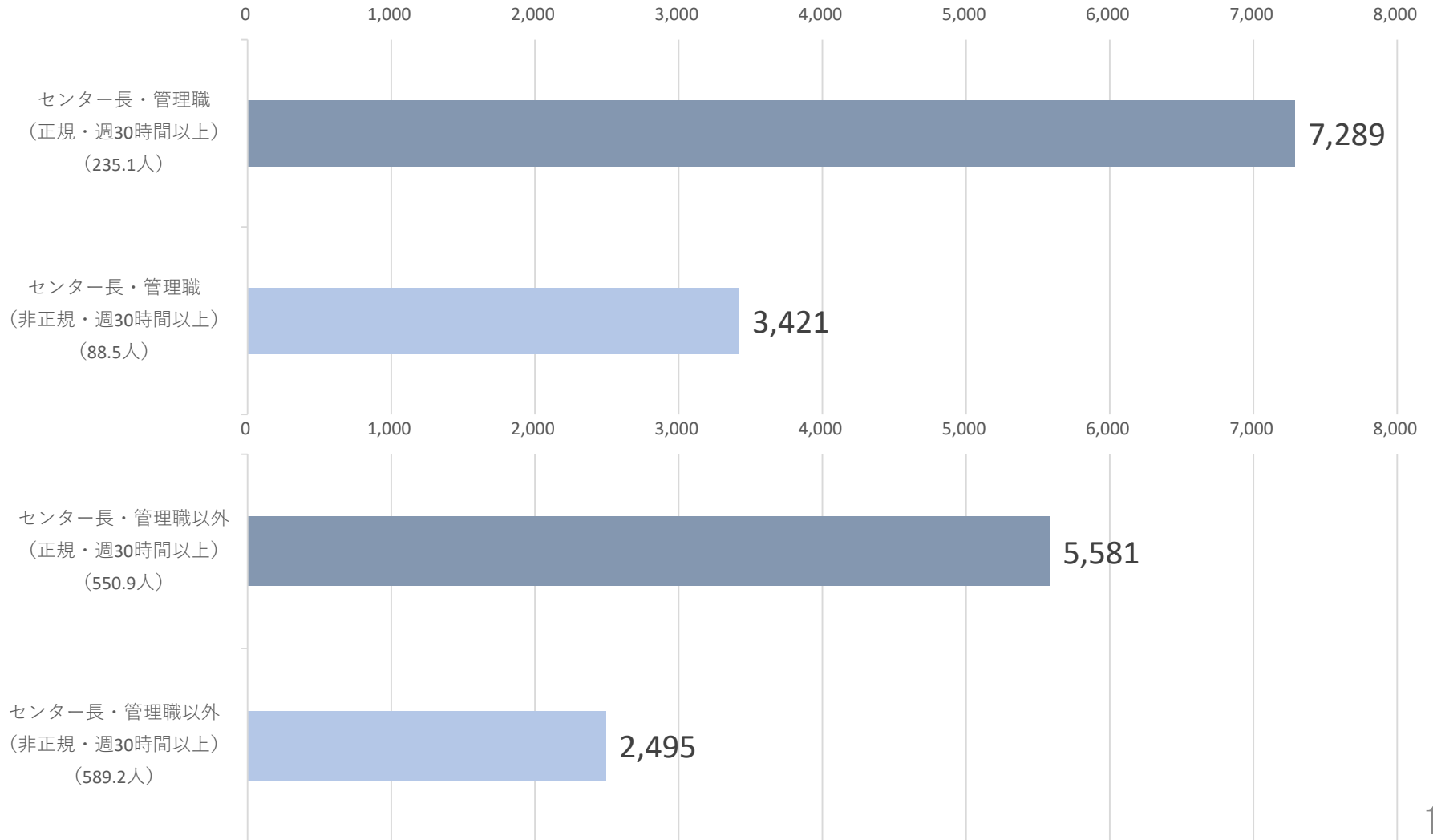
正社員（正職員）については、正社員役員、青色専従者を除く就業規則等、雇用管理上において、正社員（正職員）として処遇している給与所得者をいう。

正規非正規別の職員給与額の状況

○ 職員における1人当たり給与額について、正規相当職員と非正規相当職員別にみると、非正規相当職員の給与額は正規相当職員の給与額の2分の1以下となっている。

職員1人当たりの年間給与額

[単位：千円]



1センター当たりの職員数及び給与額の分布（直営民営別）

- 1センター当たりの職員数について、直営では全体の8割以上が10人以下である一方、民営では職員数の規模に一定の幅がみられる。
- 職員1人当たり年間給与額について、民営の方が相対的に低いところに分布している。

[単位：千円]

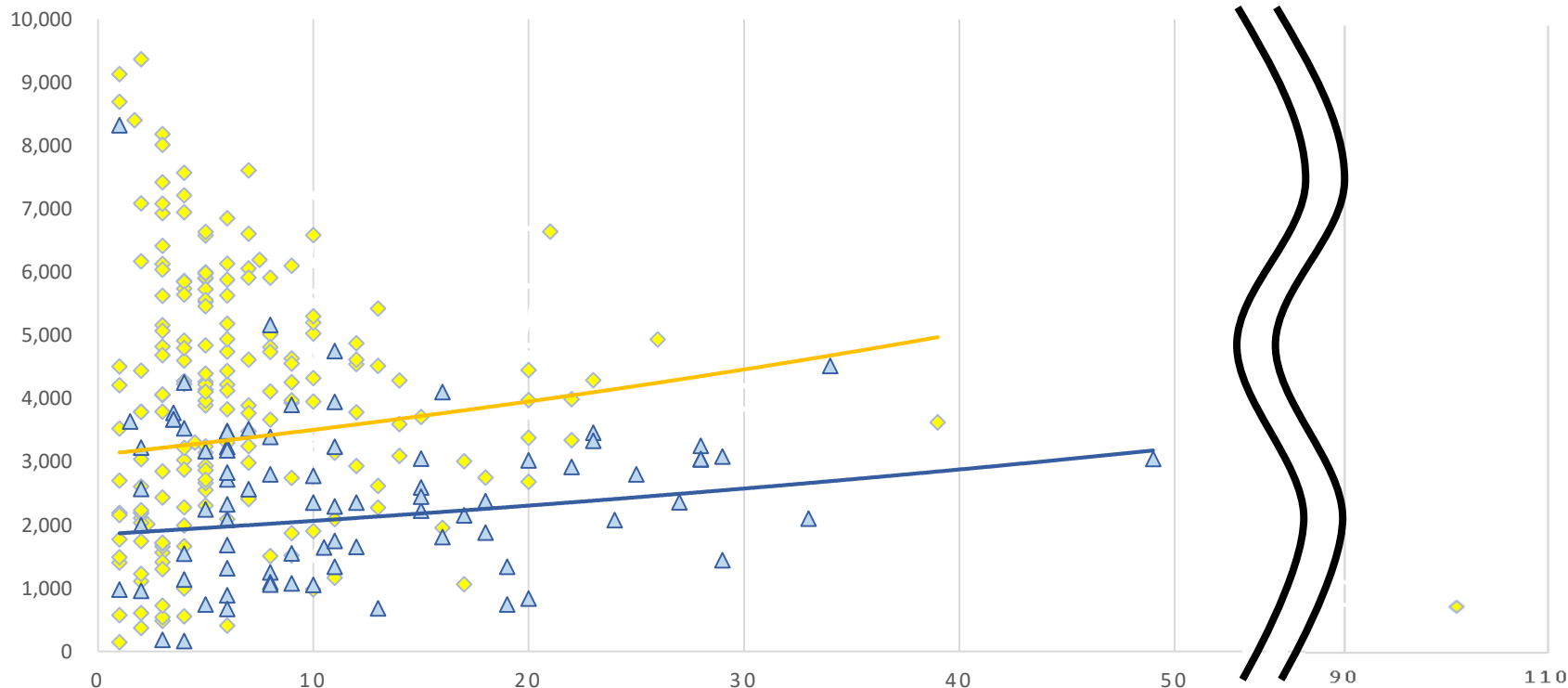
◆ (直営)

△ (民営)

— 平均線(直営)

— 平均線(民営)

職員1人当たりの年間給与額



1センター当たりの職員数

[単位：人]

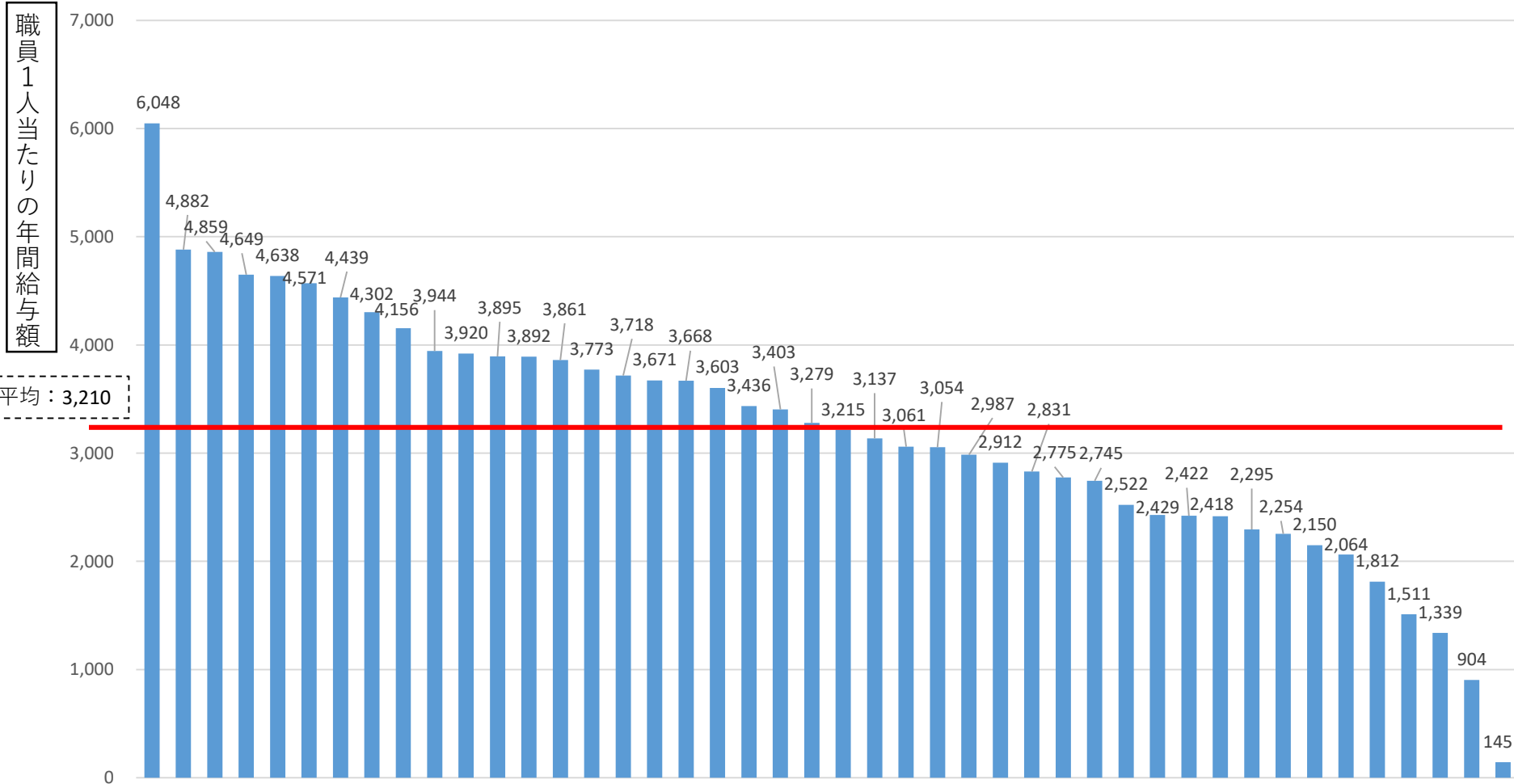
(備考) 1センター当たりの人数が1以上のセンターを対象。

市町村男女共同参画センター（政令指定都市を除く） 1人当たり給与額合計（都道府県別）

○ 市町村男女共同参画センターの職員1人当たりの年間給与額について、都道府県によって、大きなばらつきがみられる。

都道府県別 市町村男女共同参画センターにおける1人当たり給与額

[単位：千円]



(備考) 各都道府県管内の市町村男女共同参画センター（政令指定都市を除く）における職員の1人当たり給与額の平均を算出し、都道府県別に左から高い順に記載したもの。